

山田みやこの活動報告

令和4年11月19日(土)

市川房枝政治参画フォーラム2022

2023統一地方選挙直前セミナー「議会はあなたを待っている」

講師 三浦 雄二氏(全国市区選挙管理委員会連合会事務局長)

「地方選挙の基礎講座」について来年4月の統一地方選に「住民参加型」選挙を目指す方々が参加した。

【1. 地方選挙の基礎講座】

1) 政治活動とは

- 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対すること。
- 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対すること。
- 政治団体の結成や文書図画、その他言論により政治活動することは憲法で保障された基本的人権といえる。

2) 選挙活動と政治活動の区別

[選挙活動]

当選を目的として

- ①選挙を特定 ②候補者を特定 ③投票を得、又は得させるために必要かつ有利な行為(投票依頼にわたる表現)

[政治活動]

政治活動の定義のうちから選挙活動にわたる行為を除いた一切の行為

3) 政治活動の規制

憲法で保障されている表現の自由も絶対無制限ではない。平時の規制目的は金のかかる選挙を是正し、きれいな選挙の実現を図るため。

4) 後援会活動

政治家の人格敬慕、または政治的勢力の擁護のための行事の開催等である限りにおいては一般的に政治活動と解されている。

5) 寄附の禁止

選挙区内にある者に対し寄附できない。党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものを寄付という。

[選挙運動]

1) 選挙運動の規制の意義

投票の際の判断の基礎を与えられるものであり、可能な限り自由とすべきとの考えもあるが財力、権力等によって歪められる恐れが生じる。このため一定のルールを設け、それに従って行われる必要がある。可能な限り選挙公営拡充し、金のかからない選挙の実現のため公正を確保する。

2) 立候補の準備行為と選挙活動の準備行為

◦立候補の準備行為

政党公認・立候補の瀬踏行為・団体の推薦・供託

◦選挙運動の準備行為

選挙事務所・選挙カー・立札・看板の作成・選挙活動用ポスター、ビラ作成・選挙公報作成・選挙運動費用調達
選挙運動員依頼・任務割り当て・選挙運動員相互間の業務連絡

3) 選挙運動の方法

期間は告示日から投票の前日まで

- ①選挙運動に使用する文書図画には「領布」と「掲示」がある。

〈領布〉

選挙用ハガキ

県議は8,000枚/投票前日までに届くように差し出す

選挙運動用ビラ

県議は16,000枚(A4判・証紙貼付)/作成費:公費負担

頒布方法:新聞折込、街頭演説場所、事務所、個人演説会場



〈掲示〉

選挙事務所を表示するためのポスター、立札、提灯、看板

②言論による選挙

個人演説会、街頭演説、連呼行為

4) インターネットの使用

①WEBサイト

- ホームページ、SNS(フェイスブック、ツイッター、LINE)の利用は選挙期間中誰でもできる。
- メールアドレスの表示義務
- 選挙当日の書き換え(更新)はできないが、そのまま見ることができる状態にしておくことは可能。

②電子メール

- 候補者と確認団体のみ選挙運動に使用可能。
- 送信できる相手方はあらかじめ選挙運動メールの送信に同意した者。
- 政治活動用メールを継続的に受信している者。
- 送信者は氏名・選挙運動用メールである旨・送信拒否通知を行うことができる旨・送信拒否の通知先の表示義務あり

5) 禁止される事項

- ①個別訪問 ②署名運動 ③人気投票の公表の禁止
- ④飲食物提供禁止(湯茶や通常用いられる程度の菓子は除く)
- ⑤18歳未満の者の運動 ⑥選挙期日後のあいさつ行為
- ⑦当選祝賀会、その他の集会を開催すること ⑧あいさつを目的とする有料広告

6) 番外編

「メラビアンの法則」

- ①会話そのものの内容である言論情報 7%
- ②声の大きさや話すスピードなどの聴覚情報 38%
- ③表情や視線など見た目による視覚情報 55%

以上から演説そのものの内容よりも「非言語コミュニケーション」など、外見から見た好感度が重要と言える。
“心のメイクアップ!!”

以上、選挙をするにあたり詳細な説明を受けました。メラビアン法則は納得できます。心のメイクアップが外見好感力アップに通じます。

【2. 実践レポート:わたしの選挙運動】

私、山田みやこの過去の住民参加型選挙について話をさせていただきました。

まず私もメンバーとして参加した「地方選挙ハンドブック編集委員会」が発行した「改訂版 住民参加型選挙運動ハンドブック入門編-地方議員を志すあなたと送り出したいあなたへ 女性議員からのメッセージ」を参考に、

- ①出そう、出よう、そして支えよう
 - ②政治活動と選挙運動
 - ③選挙が終わったら
- の3つをコンパクトにまとめた。

その後、住民参加型選挙・私の場合ということで4項目に分けてお話しした。

1) なぜ選挙に出ようと思ったか

3つの選挙

- 1999年 宇都宮市議会議員選挙 次々点
 - 2001年 栃木県議会議員選挙(補選) 3期努める
 - 2015年 栃木県議会議員選挙 無所属にて再度立候補 4期、5期努める
- どの選挙も核になる女性支援者に恵まれ、女性政策を掲げての立候補。



2) 議員になったら何に取り組むか

2015年の再起の時は、自己責任とは言い切れない男性優位の社会構造による女性の困難を柱にDV被害者・性暴力被害者・若年女性やひとり親家庭などの支援と、子ども・教育・環境をテーマに支援現場に身を置き必要な施策を提起する。

3) 立候補時の仲間

山田みやこと市民の会、歴代の女性会長の存在は大きかった。相談支援現場にいるメンバーがそれぞれ現場の課題を政策に掲げるため意見を持ち寄った。

旧民主党時代の支援労組も側面支援をしてくれた。

4) 支持者拡大

ポスティング・ミニ集会

※大勢の私たちが1議席を勝ち取り、政策決定過程への参画の始まりとなる。改めてこのような機会をいただき、約20年にわたる選挙と議員活動、落選時の復帰への過程など思い起こすことができた。多くの仲間がいたことでの議席獲得に感謝です。

当時の山田みやこと市民の会事務局長の近能康行氏の「権力から遠い世界で平凡な生活を送っていた主婦が栃木県議会議員になり、県民の代弁者として『生活者の声を県政に』送り続け、〈山田みやこと市民の会〉の女性たちの願いを具現化すべく、市民運動体として政治に関わってきた。主催者の栃木県民の負託に応える議員として活動を継続してほしい」という言葉を胸に、さらに前進していきます。